

富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	75.39トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	32.54トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.90トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.49トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.47トン
富山県その他漁業	4.21トン

富山県告示第3号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

富山県知事 新田 八朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町元屋敷字本屋敷平19、20、23から26まで、29の1、字中畑1745から1747まで、1751、1752

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置

いて縦覧に供する。)

富山県告示第4号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町高熊字東飛地1の1から1の12まで、2の1から2の6まで、3、4の1から4の4まで、5の1から5の6まで、6の1から6の6まで、字平林3085、八尾町小谷字西山8の30、8の31、8の77、八尾町桐谷字大亦22の1、22の31、22の34、22の38、22の39、24の1、高岡市福岡町下向田字奥山172、173、174の1から174の3まで、福岡町小野字奥山59、60の1、60の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市根上字カツラ谷3の4、3の5、3の7、3の8、4の1、4

の3から4の6まで、5、6の2、7の1、7の4、八尾町谷折字岩腰15の29、字中平16の42、17の29、八尾町島地字明地谷7、9、10の1から10の3まで、10の5から10の10まで、17、319、字大窪360、361、363、364、字祥苗358、359

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第5号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市皆葎字向裏27、田向字重峯2から4まで、8の1から8の3まで、18の1から18の3まで、字脇谷26、27、字桂谷1、2、11から14まで、15の1、15の2、16、小瀬字中平27、28の1、30の1、30の3、31の1、31の4、32の1、

32の3、32の4、35の1、35の2、35の4、35の5、37の1、38から40まで、43の1、44、45の1、46の1、47の1、48の1、48の3、48の5、48の7、49、50の1、字池平2の1、6から8まで、9の1、10から13まで、15、16、17の1、18の1、19、20の1、28から31まで、32の1、漆谷字上中平2の1、2の3、3、4、西赤尾町字水行谷1の2、7の1、8の1から8の5まで、9の1、9の2、10の2、13の2、15の2、字老ノ谷4の2、楮字北谷101の4、102の5、字三味谷3、4、14、井口田屋字スリコ1、石田東石田入会字雁沼1、2、北野蓑谷入会字蓑谷山19の1、19の8から19の12まで、20の1から20の4まで、24の1、24の13から24の15まで、31、33の3、34から40まで、49の47、林道字横渡1の1から1の3まで、上田外貳拾六ヶ村入会地字山田郷東口4の1、15の14、16の1から16の11まで、信末字六郎1の1、4から9まで、10の1、10の2、11から13まで、15の1、16、16の2、17、18、19の1、19の2、20

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第6号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり

指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和7年1月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

蓮町創業支援拠点運営共同体

代表者

株式会社バロン 富山市北代5298番地

構成員

合同会社シェアライフ富山 富山市奥井町10番24号

株式会社ATOMica 宮崎県宮崎市橘通西三丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館8階

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

富山県告示第7号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和7年1月10日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1661190155	
指定年月日	令和7年1月1日	
申請者	名称	株式会社鳳志
事業所	所在地	射水市海老江七軒1486番地1
	名称	KORURI 訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護	

定役務の調達手続の特例を定める規程（平成9年富山県公営企業管理規程第2号）
第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年1月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県営室牧発電所など水力発電所11箇所の売電及び富山県庁舎で使用する
電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県企業局経営管理課 富山市安住町2番14号

3 落札者を決定した日

令和6年12月13日

4 落札者の氏名及び住所

北陸電力株式会社 富山支店 富山市牛島町13番15号

5 落札金額

4,030,040,537円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年10月16日